平成２３年（フ）第３６３号
山梨県笛吹市石和町唐柏952番地１スプリングフィールド101号
債務者　宮川まゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
岐阜県山県市高富410番地２
債務者　鷲見まさこ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７２号
岐阜県各務原市那加野畑町１丁目122番地
債務者　作田　吉春
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７３号
岐阜県各務原市那加野畑町１丁目122番地
債務者　作田　芳惠
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７４号
岐阜県各務原市那加野畑町１丁目122番地
債務者　作田　　一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３９７号
岐阜県各務原市各務おがせ町５丁目54番地
債務者　左高　雅也
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２２号
岐阜市則武397番地６
債務者　斎藤　　源
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
岐阜市則武397番地６
債務者　斎藤　澄子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５６号
岐阜県瑞穂市野田新田4019番地の１　Ｎ．Ｓ．テラス北館Ｎ－１、住民票上の住所岐阜県瑞穂市野田新田3966番地３
債務者　若園ひとみ（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７５号
岐阜県可児市松伏３丁目99番地
債務者　加藤　雅啓
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２１８１号
愛知県春日井市柏井町６丁目19番地　グレース柏井102号
債務者　篠崎　佳世
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８１号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番３―1108号　白鳥パークハイツ大宝
債務者　谷　奈々子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１号
三重県名張市栄町2918番地　発春栄ハイツ205号
債務者　森本　久美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３２９号
滋賀県湖南市岩根1490番地11
債務者　富永　真吏
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４４号
大津市仰木の里７丁目18番４号
債務者　松村酉一郎
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５５号
大津市大門通６番22号
債務者　赤井日出子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６０号
滋賀県甲賀市水口町水口198番地１　メイプル北秋葉103号
債務者　佐藤喜見子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部